

第11期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年3月27日（水曜日）

午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号

千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び
内容決定の件

第5号議案 当社の社外協力者に対するストック・オプションとして新株
予約権を発行する件

株式会社ファンペップ

証券コード：4881

証券コード 4881
2024年3月11日

株主各位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ファンペップ
代表取締役社長 三好 稔美

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.funpep.co.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ファンペップ」又は「コード」に当社証券コード「4881」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第11期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社の社外協力者に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

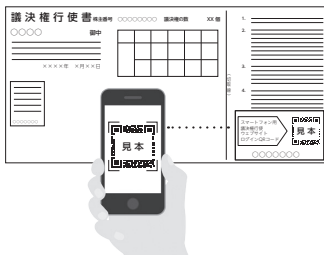
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は、些少なからお土産（機能性ペプチド入りアルコール除菌スプレー）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

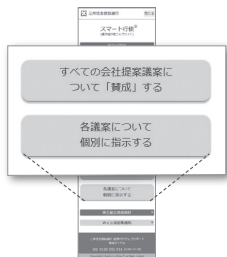
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

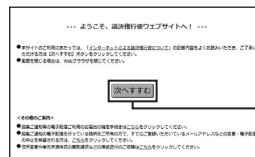
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

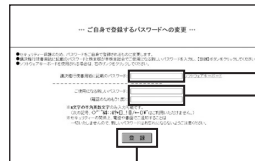
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 み よし とし み 三好 稔 美 (1964年3月23日)	1988年4月 三井大牟田病院 勤務 1991年4月 森下製薬(株) (現サノフィ(株)) 入社 1998年10月 日本ウエルカム(株) (現グラクソ・スミスクライン(株)) 入社 2002年12月 サノフィ・サンテラボ(株) (現サノフィ(株)) 入社 2004年7月 MBLベンチャーキャピタル(株) 入社 2006年1月 日興アントファクトリー(株) (現アント・キャピタル・パートナーズ(株)) 入社 2013年1月 そーせいグループ(株) 顧問 2013年10月 当社 監査役 2015年3月 当社 取締役 2016年7月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル(株) (現そーせいCVC(株)) 入社 ディレクター 2020年1月 当社 代表取締役社長 (現任)	1,025,000株
【取締役候補者とした理由】 三好稔美氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社を経験し、また、投資ファンドにおいてベンチャー企業を成長に導いた経験から当社の適切な経営ができるものと期待しております。			
2	再任 とみ おか ひで き 富岡 英 樹 (1971年8月13日)	1997年4月 小野薬品工業(株) 入社 2005年12月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 入社 2015年7月 当社入社 開発研究部長 2015年12月 当社 取締役 研究開発部長 2019年3月 当社 取締役 研究開発部長兼CSO (現任)	105,000株
【取締役候補者とした理由】 富岡英樹氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社で研究開発をした経験を有し、その経験と幅広い見識により当社の研究開発全般に対する適切な経営ができるものと期待しております。			
3	再任 はやし たけ とし 林 毅 俊 (1973年2月17日)	1997年4月 (株)富士総合研究所 (現みずほりサーチ&テクノロジーズ(株)) 入社 2001年6月 メドジーンバイオサイエンス(株) (現アンジェス(株)) 入社 2007年9月 同社 経営企画部長 2010年2月 (株)キャンパス 入社 2014年6月 Delta-Fly Pharma(株) 入社 財務管理担当上級部長 2015年5月 当社入社 経営企画部長兼CFO 2015年12月 当社 取締役 管理部長兼CFO (現任)	-
【取締役候補者とした理由】 林毅俊氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数のベンチャー企業において財務に係る業務を幅広く経験し、また、IR業務にも精通しているため、その経験と見識により当社の管理全般を担当できるものと期待しております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> えい き のり かず 栄木 憲和 (1948年4月17日)	1969年4月 シェル石油(株) (現RSエナジー(株)) 入社 1973年6月 松下電工(株) (現パナソニックホールディングス(株)) 入社 1979年8月 日本チバガイギー(株) 入社 1994年1月 バイエル薬品(株) 入社 1997年3月 同社 取締役 (滋賀工場長) 2002年7月 同社 代表取締役社長 2007年1月 同社 代表取締役会長 2010年4月 同社 取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社外取締役 (現任) 2015年1月 エイキコンサルティング合同会社 代表社員 (現任) 2015年3月 当社 社外取締役会長 2015年6月 東和薬品(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 (現任) 2017年1月 当社 社外取締役 (現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス (現キッズウェル・バイオ(株)) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス(株) 社外取締役 東和薬品(株) 社外取締役 (監査等委員) ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 キッズウェル・バイオ(株) 社外取締役	50,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 栄木憲和氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に大手製薬会社を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> はら 原 まこと 誠 (1951年3月15日)	1974年4月 住友化学工業(株) (現住友化学(株)) 入社 1999年8月 住友製薬(株) (現住友ファーマ(株)) 総合計画室部長 兼 住友化学(株) 医薬事業室部長 2003年4月 住友化学(株) 石油化学業務室部長 2005年6月 同社 執行役員経理室部長 2008年4月 同社 常務執行役員 2010年4月 同社 専務執行役員 2010年9月 大日本住友製薬(株) (現住友ファーマ(株)) 常務執行役員 2011年6月 同社 取締役常務執行役員 2012年4月 同社 取締役専務執行役員 2016年6月 同社 顧問 2016年10月 当社 特別顧問 (現任) 2018年3月 アンジェス(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) アンジェス(株) 社外取締役	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 原誠氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に大手製薬会社を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 原誠氏は、現在当社の特別顧問に就任しておりますが、本総会前に特別顧問委嘱契約の解約を予定しているため、当社との間には特別の利害関係はありません。また、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栄木憲和氏及び原誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栄木憲和氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は栄木憲和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、原誠氏が選任された場合は、同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、栄木憲和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、原誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものです。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 堀口基次 (1945年5月6日)	1968年3月 松下電器産業(株) (現パナソニックホールディングス(株)) 入社 1985年5月 (株)東邦医薬研究所 入社 1993年12月 アムジェン(株) 入社 2005年5月 シンバイオ製薬(株) 取締役 執行役員 管理本部長 2013年1月 (株)ライフケア・ネットワーク (現(株)フューチャー・オポチュニティー・リソース) 取締役 2015年3月 当社 常勤社外監査役 (現任)	-
【社外監査役候補者とした理由】 堀口基次氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社及び創薬ベンチャー企業での経験から幅広い見識を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> みなみ なる ひと 南 成人 (1963年1月15日)	1986年8月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1986年8月 TAC(株) 公認会計士試験講座 講師 1993年9月 東京赤坂監査法人(現仰星監査法人) 社員 2015年3月 当社 社外監査役(現任) 2017年7月 仰星監査法人 理事長 2019年7月 日本公認会計士協会 常務理事 2022年6月 (株)野村総合研究所 社外監査役(現任) 2022年7月 仰星監査法人 理事(現任) 2022年7月 日本公認会計士協会 副会長(現任) (重要な兼職の状況) 仰星監査法人 理事 日本公認会計士協会 副会長 (株)野村総合研究所 社外監査役	30,000株
【社外監査役候補者とした理由】 南成人氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためであります。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> まなべ じゅん や 眞鍋 淳也 (1973年3月1日)	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所 2000年5月 監査法人不二会計事務所 入所 2006年11月 最高裁判所司法研修所 入所 2007年12月 中村法律事務所 入所 2009年4月 南青山M's法律会計事務所設立 代表(現任) 2010年4月 芦屋大学経営教育学部 客員教授 2022年3月 当社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 南青山M's法律会計事務所 代表	-
【社外監査役候補者とした理由】 眞鍋淳也氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士及び公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀口基次氏、南成人氏及び眞鍋淳也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 堀口基次氏、南成人氏及び眞鍋淳也氏は、現在、当社の社外監査役であります。3氏の監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって堀口基次氏及び南成人氏が9年、眞鍋淳也氏が2年となります。
4. 当社は、堀口基次氏、南成人氏及び眞鍋淳也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、堀口基次氏、南成人氏及び眞鍋淳也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は約0.9%とその希釈化率は軽微であること及び事業報告33頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役及び監査役に対する報酬は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、取締役については年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額30百万円以内とすることをご承認いただいております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、人数や他社の水準等を勘案の上、従来の報酬及び後述の廃止予定のストック・オプション報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内（うち、社外取締役分については7百万円以内）、監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額9百万円以内（うち、社外監査役については9百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役及び監査役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は6名（うち、社外取締役3名）、監査役は3名（うち、社外監査役3名）であります。第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は5名（うち、社外取締役2名）、監査役は3名（うち、社外監査役3名）となります。

なお、別枠で、当社株式の上場前に、ストック・オプション報酬額として、2015年3月31日開催の定時株主総会において、取締役については第3回新株予約権80個分の公正な評価額、監査役については第3回新株予約権7個分の公正な評価額、2015年6月16日開催の臨時株主総会

において、取締役については第4回新株予約権10個分の公正な評価額、監査役については第4回新株予約権10個分の公正な評価額、更に2015年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役については第5回新株予約権35個分の公正な評価額、監査役については第5回新株予約権7個分の公正な評価額を上限とすることと決議しておりますが、これらに基づくストック・オプション報酬の付与は予定しておらず、これらの報酬枠を廃止いたしたくあわせてご承認をお願いいたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役については1,700個（うち社外取締役分は400個）、監査役については500個（うち社外監査役分は500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は取締役については170,000株（うち社外取締役分は40,000株）、監査役については50,000株（うち社外監査役分は50,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に

付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約等を締結する社外協力者であることを要する。ただし、任

期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第5号議案 当社の社外協力者に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

I 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の顧問である社外協力者を対象として本新株予約権を無償で発行するものであります。

II 新株予約権の割当対象者

当社の顧問である社外協力者

Ⅲ 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項

1. 新株予約権の数の上限

700個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式70,000株を上限とし、下記3. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、割当日から2年を経過した日から割当日後9年を経過する日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
7. 新株予約権に関するその他の事項
本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議において定める。

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

医薬品業界では新薬の研究開発の難易度が上昇しており、製薬会社は、従来の主役であった低分子医薬に加え、抗体医薬品、遺伝子医薬品、細胞医薬品・再生医療等の新しいタイプの創薬シーズ・モダリティ（創薬技術）を創薬系ベンチャー等から導入して研究開発パイプラインの強化を図っております。

当社グループが取り組んでいる抗体誘導ペプチド等の機能性ペプチドも新しいタイプの創薬シーズ・モダリティであり、当社グループは、大学等のシーズをインキュベーションして製薬会社に橋渡しすることで、医薬品業界における大学発創薬系ベンチャーの役割を果たしていきたいと考えております。この役割を担うため、当社グループは、大阪大学をはじめとする大学等の研究機関との間で、共同研究等により連携を図り、大学の技術シーズを生かした基礎研究を実施しております。更に、当社グループは、開発品の開発規模（試験規模及び必要資金規模）を踏まえ、医薬品の研究開発プロセスのうち、基礎研究から、一定段階の臨床試験や薬事承認までを実施して技術シーズのインキュベーションを行う方針です。

一方、医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社グループは、研究開発段階から製薬会社等との提携体制を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針です。医薬品の研究開発段階においては、契約一時金、研究開発協力金及び開発マイルストーンを受取り、当社グループの開発品が将来上市に至った場合には、提携製薬会社からのロイヤリティー収入等によって本格的な利益拡大を実現する計画です。

このような業界環境及びビジネスモデルのもと、当社グループは、大阪大学大学院医学系研究科の研究成果である機能性ペプチド「AJP001」を強みとして展開する抗体誘導ペプチドプロジェクトと機能性ペプチド「SR-0379」を中心に研究開発を進めております。

(A) 抗体誘導ペプチドプロジェクト

当社グループの創薬活動の強みは、機能性ペプチド「AJP001」を利用した抗体誘導ペプチドの創薬プラットフォーム技術「STEP UP (Search Technology of EPitope for Unique Peptide vaccine)」を保有していることです。機能性ペプチド「AJP001」は、通常は免疫反応が起こらない体内の疾患関連タンパク質（自己タンパク質）に対して免疫反応を引き起こして抗体を産生させる機能を持っており、当社グループは、この機能を活用して、慢性疾患に対するペプチド治療ワクチン「抗体誘導ペプチド」の研究開発を進めています。

難治性の慢性疾患に対しては、バイオテクノロジーを活用した抗体医薬品が有効な治療薬として臨

床の現場で広く使用されています。体外で人工的に製造する抗体医薬品と異なり、体内で抗体を産生させる抗体誘導ペプチドは、（抗薬物抗体を原因とする）効果の減弱が起こらず、長期にわたって治療効果を維持することが期待されます。さらに免疫細胞が一定期間抗体を産生するため、薬剤の投与間隔（数ヶ月に1回の注射）が長くなり投薬の頻度が少なくなるため、服薬アドヒアランス（服薬遵守）及び利便性の改善により患者様のQOL（Quality of life）の向上が見込まれます。また当社グループは、化学合成で製造可能な抗体誘導ペプチドを、高額な抗体医薬品に対して医療費を抑制する代替医薬品として開発することで、先進国で深刻化する医療財政問題の改善にも貢献できるものと考えております。

a) 抗体誘導ペプチド「FPP003」（標的タンパク質：IL-17A）

FPP003は、標的タンパク質IL-17Aに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。先行する抗IL-17A抗体医薬品は、尋常性乾癬、強直性脊椎炎、関節症性乾癬及びX線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎等の幅広い薬事承認を取得しており、既に世界市場は数千億円規模まで拡大しております。

当社グループは、2019年4月からFPP003の尋常性乾癬を対象疾患とする第I/IIa相臨床試験をオーストラリア（注）で進めました。本試験は当社グループの抗体誘導ペプチドをヒトに初めて投与する臨床試験（FIH（First in Human）試験）です。本試験において、FPP003投与症例の約8割（高用量コホート、陽性率78%（9例中7例））で抗IL-17A抗体（標的タンパク質IL-17Aエпитープに対する抗体）の抗体価の持続的な上昇が確認されました。安全性に関しては、ワクチンで頻繁にみられる局所反応以外に特に臨床的に問題となるものはみられませんでした。本試験結果は、当社グループの抗体誘導ペプチドが慢性疾患の標的タンパク質である「自己タンパク質」（IL-17A）に対して抗体誘導することをヒトで初めて示したものです。

また、強直性脊椎炎を対象とする開発については、医師主導治験として第II a相臨床試験が開始されました。

なお、FPP003に関しては、住友ファーマ株式会社との間でオプション契約を締結しており、同社は、北米での全疾患に対する独占的開発・商業化権の取得に関するオプション権を保有しております。

（注）オーストラリアでの臨床試験データは米欧等での承認申請に使用可能であり、次相以降は米国等での臨床試験を想定しております。

b) 抗体誘導ペプチド「FPP004X」（標的タンパク質：IgE）

FPP004Xは、標的タンパク質IgEに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。

IgEはアレルギー反応に重要な役割を担っており、アレルギー疾患の発症に関与しております。標的タンパク質IgEに対する抗体誘導ペプチドFPP004Xは、体内で免疫細胞が一定期間IgEに対する抗体を産生させることから、花粉症に対する持続的な効果が期待されます。この効果の持続期間が長いというワクチンの特長により、当社グループは、花粉症のシーズン（飛散時期）前に投与す

ればシーズンを通して症状を緩和できる、患者様にとって利便性の高い新しい治療選択肢を提供することを目指してFPP004Xの医薬品開発を進めてまいります。

FPP004Xの前臨床試験は2023年6月から開始しております。

なお、FPP004Xは、2023年8月に株式会社メディパルホールディングスから、抗体誘導ペプチドの研究開発支援に関する提携契約に基づく有望な開発品として、利益分配等の対象開発品に選定されております。

c) 抗体誘導ペプチド「FPP005」（標的タンパク質：IL-23）

FPP005は、標的タンパク質IL-23に対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。

先行する抗IL-23抗体医薬品は、尋常性乾癬、関節症性乾癬、クローン病及び潰瘍性大腸炎等の幅広い疾患を対象に開発が進んでおります。

FPP005は、開発品プロファイルのさらなる向上を目指し、株式会社メドレックスとの間で共同研究中のマイクロニードル技術を始めとする新規製剤技術の研究を進めております。

d) 抗体誘導ペプチドの研究テーマ

抗体誘導ペプチドの探索研究は、大阪大学大学院医学系研究科との共同研究により実施しております。

抗体医薬品の代替医薬品として、片頭痛、アレルギー性疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究を行っており、新たにアンメットメディカルニーズが高い疾患のアルツハイマー病を対象とする研究も開始いたしました。更に生活習慣病の高血圧及び抗血栓を対象とする抗体誘導ペプチドの研究、熊本大学との共同研究により脂質異常症を対象とする抗体誘導ペプチドの研究、東京大学大学院医学系研究科が採択されたAMEDの研究開発プログラムの研究テーマとして心不全を対象とする抗体誘導ペプチドの研究に取り組んでおります。

また、住友ファーマ株式会社との間で精神神経疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究契約を締結し、製薬会社とのアライアンスのもとでの探索研究にも取り組んでおります。

(B) 新型コロナペプチドワクチン「FPP006」

FPP006は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対するペプチドワクチンの開発化合物です。

当社グループは、大阪大学大学院医学系研究科との連携のもと、抗体誘導ペプチドの技術基盤を活用し、新型コロナペプチドワクチンの研究開発を行っております。

既存のワクチンはウイルス全体や標的タンパク質（mRNAワクチン、DNAワクチン、ウイルスベクターワクチン及び組換えタンパク質等）を抗原として用いて免疫を誘導するのに対し、FPP006は、ウイルスの変異の報告がないペプチド配列（エピトープ）を選択して効率的に免疫を誘導するのが特徴です。この特徴を活かして、高効率で副反応が少なくウイルスの変異の影響を受けないワクチンになることが期待されます。

(C) 機能性ペプチド [SR-0379]

SR-0379は、皮膚潰瘍を対象疾患とする開発化合物です。皮膚のバリア機能が欠損して様々な細菌が創面に付着している皮膚潰瘍の治療には、細菌、感染のコントロールが重要です。SR-0379は、血管新生や肉芽形成促進による創傷治癒促進作用に加え、抗菌活性を併せ持つことが強みです。当社グループは、SR-0379の開発により、高齢化社会を迎え重要性が増している褥瘡等の皮膚潰瘍の早期回復を促進し、患者様のQOL向上に貢献することを目指しております。

SR-0379の開発は、複数のアカデミア主導の医師主導治験、更に企業治験を経て、現在、塩野義製薬株式会社と当社グループの共同開発により日本での開発を進めております。2022年11月に公表した第Ⅲ相臨床試験の速報結果において、SR-0379群はプラセボ群と比較して、統計学的に有意な差には至らなかったものの、主要評価項目（「簡単な外科的措置に至るまでの日数」）を改善する傾向がみられました。安全性に関しては、治験薬と因果関係がある有害事象はなく、SR-0379の高い安全性が確認されました。当社グループは、現在、本試験の事後解析の部分集団解析で効果がみられた特定の皮膚潰瘍患者を対象とする開発について、提携先の塩野義製薬株式会社との間で開発方針の協議を進めております。

(D) 医薬品以外の事業分野

a) 機能性ペプチドの販売

医薬品以外の事業分野においては、2018年3月に株式会社ファンケルから「マイルドクレンジングシャンプー」、更に2020年4月に株式会社SMV JAPANから「携帯アルコール除菌スプレー」等が発売され、当社グループの機能性ペプチドを含有する商品が販売されております。

これらの商品販売に関し、当社グループは化粧品原料商社又は販社に対して機能性ペプチドを販売しております。

b) 機能性ペプチド配合製品の共同開発

当社グループは、事業会社との間で機能性ペプチド配合製品の共同開発に取り組んでおります。

2022年2月に株式会社サイエンスとの間で創傷用洗浄器の共同開発契約、2022年12月に株式会社ASメディカルサポート及び株式会社N3との間で幹細胞化粧品の共同開発契約、2023年2月に株式会社サンレイ・インターナショナルとの間でフェムテック化粧品の共同開発契約を締結しました。

以上の事業を進めた結果、当連結会計年度の業績は、事業収益530千円（前連結会計年度は事業収益1,067千円）、営業損失994,108千円（前連結会計年度は営業損失1,169,069千円）、経常損失940,420千円（前連結会計年度は経常損失1,175,229千円）、親会社株主に帰属する当期純損失933,416千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,172,515千円）となりました。

なお、当社グループは医薬品等の研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

・事業収益

化粧品分野向け等の機能性ペプチド販売額530千円を計上いたしました。

・事業費用、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失

事業費用は、前連結会計年度に比べ175,497千円減少し、994,638千円となりました。

研究開発費はSR-0379の臨床試験費用等の減少により、前連結会計年度に比べ231,537千円減少の680,817千円、その他の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ56,039千円増加の313,820千円を計上いたしました。

この結果、営業損失は994,108千円（前連結会計年度は営業損失1,169,069千円）、経常損失は940,420千円（前連結会計年度は経常損失1,175,229千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は933,416千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,172,515千円）となりました。

(研究開発パイプライン)

当社グループの研究開発パイプラインのうち、進行中の医薬品プロジェクトは以下のとおりであります。

※ 「2023年12月期決算短信」にて公表いたしました2024年2月14日時点の情報を記載しております。

<開発品>

種類	開発品	対象疾患	事業化 想定地域	臨床試験 実施地域	探索 研究	前臨床 試験	臨床試験			導出先等
							第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	
機能性 ペプチド	SR-0379	皮膚潰瘍	全世界	日本			第Ⅲ相臨床試験			塩野義製薬(株) (全世界のライセンス契約)
抗体誘導 ペプチド	FPP003 (標的：IL-17A)	乾癬	全世界	豪州			第Ⅰ / Ⅱ a相臨床試験			住友ファーマ(株) (北米のオプション契約)
		強直性脊椎炎 (注)1		日本			医師主導治験 第Ⅱ a相			
	FPP004X (標的：IgE)	花粉症 (季節性アレルギー 性鼻炎)	全世界	—		前臨床試験				未定
	FPP005 (標的：IL-23)	乾癬 (注)2	全世界	—		前臨床試験				未定
新型コロナ ペプチド ワクチン	FPP006	新型コロナウイルス 感染症 (COVID-19) (注)3	全世界	—		前臨床試験				未定

- (注) 1. 大阪大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の令和3年度「難治性疾患実用化研究事業 (2次公募) / 希少難治性疾患に対する画期的な医薬品の実用化に関する研究分野」として脊椎関節炎を対象とする開発が行われています。
医師主導治験 (第Ⅱ a相臨床試験) は、体軸性脊椎関節炎 (強直性脊椎炎及びX線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎) 患者を対象に実施しております。
2. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 「研究開発型ベンチャー支援事業 / 橋渡し研究開発促進による事業化支援」の支援の成果に基づき、開発を進めています。
3. 大阪大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の令和3年度「橋渡し研究プログラム (シーズB) / 感染症・関連疾患」 (2次公募) として開発が行われています。

<研究テーマ>

種類	対象疾患	提携大学	提携企業
抗体誘導ペプチド	精神神経疾患	大阪大学大学院医学系研究科 (抗体誘導ペプチドに関する共同研究)	住友ファーマ(株) (精神神経疾患に関する研究契約)
	片頭痛		
	高血圧		
	アレルギー性疾患	熊本大学 (脂質異常症に関する共同研究)	(株)メディパルホールディングス (研究開発支援)
	抗血栓		
	脂質異常症		
	アルツハイマー病		
心不全 (注)			

(注) 東京大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の令和5年度「ゲノム研究を創薬等出口に繋げる研究開発プログラム」の研究テーマです。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,055千円であり、これはネットワーク機器の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、新株予約権の行使により541,043千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
事 業 収 益 (千円)	－	－	1,067	530
経 常 損 失 (△) (千円)	－	－	△1,175,229	△940,420
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	－	－	△1,172,515	△933,416
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	－	－	△61.04	△39.63
総 資 産 (千円)	－	－	2,992,694	2,491,134
純 資 産 (千円)	－	－	2,694,585	2,301,809
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	－	－	125.79	94.97

(注) 1. 第10期より連結計算書類を作成しておりますので、第9期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2023年12月期)
事 業 収 益 (千円)	2,970	126,869	1,067	－
経 常 損 失 (△) (千円)	△505,080	△679,654	△1,158,000	△898,386
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△507,930	△682,265	△1,150,617	△900,826
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△40.37	△39.58	△59.90	△38.25
総 資 産 (千円)	3,720,623	3,364,713	2,891,945	2,432,644
純 資 産 (千円)	3,568,534	3,176,039	2,716,483	2,356,297
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	213.09	178.57	126.81	97.22

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファンペップヘルスケア	9百万円	100.0%	化粧品分野等の機能性ペプチドの研究開発及び販売

(注) 2023年10月13日付で、当社の連結子会社であるアンチエイジングペプチド株式会社は、商号を株式会社ファンペップヘルスケアに変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、抗体誘導ペプチドをはじめとする機能性ペプチドの技術シーズを主に医薬品分野に応用することで社会に貢献することを目指しております。このような背景のもと、当社グループは、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 研究開発パイプラインの充実

当社グループの将来収益の源泉は、抗体誘導ペプチドを次々と生み出す創薬プラットフォーム技術であります。

当社グループは、当社グループの強みである抗体誘導ペプチドを創出するプラットフォーム技術「STEP UP」に基づき、大阪大学大学院医学系研究科との連携のもと、新規開発品や研究テーマを拡充して研究開発パイプラインの強化を図ってまいります。

② 製薬会社等との提携契約の獲得

医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社グループは、研究開発の早期段階から製薬会社等との提携関係を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針であります。

このため、当社グループは、ライセンス契約や共同研究契約等の新規提携契約を獲得できるように努めてまいります。

③ 研究開発資金の調達

研究開発を継続的に実施するため、開発品や研究テーマに充当する研究開発資金が必要となります。

当社グループといたしましては、製薬会社等との提携により研究開発資金の確保を図る一方で、資本市場からの資金調達を行う方針であります。

④ 人材の獲得

当社グループは、開発品や研究テーマが増えて研究開発パイプラインが拡充する中で、製造や研究開発に関する外部委託を積極的に活用しながら研究開発部門の人材の拡充を図ってまいります。

また、管理部門では、効率的な内部統制を構築し、少人数による運営体制を構築しておりますが、必要に応じて適切な人材を採用していく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、大阪大学等の研究成果である機能性ペプチドの研究開発を進め、医薬品として商業化することを主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

① 当社

本 社	大阪府茨木市
東 京 オ フ ィ ス	東京都中央区
千 里 リ サ ー チ セ ン タ ー	大阪府吹田市（大阪大学内）

② 子会社

株式会社ファンベップヘルスケア	大阪府茨木市
-----------------	--------

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
15（3）名	1名増（1名増）

（注）使用人数は就業員数であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
15（3）名	1名増（1名増）	45.8 歳	4.4 年

（注）使用人数は就業員数であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 56,000,000株

② 発行済株式の総数 24,236,500株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,836,600株増加しております。

③ 株主数 9,184名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
森下 竜一	1,340,000株	5.5%
SBI4&5投資事業有限責任組合	1,190,400	4.9
塩野義製薬株式会社	1,095,200	4.5
三好 稔美	1,025,000	4.2
有限会社アドバンステクノロジー	1,000,000	4.1
株式会社ReBeage	835,000	3.4
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	793,600	3.2
株式会社SOLA	750,000	3.0
中神 啓徳	650,000	2.6
株式会社メディパルホールディングス	595,200	2.4

(注) 持株比率は自己株式 (11株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
	ストック・オプション		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日	2015年3月31日		2015年9月17日	2015年9月17日
新株予約権の数	30個		110個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき5,000株)		普通株式 550,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 250,000円 (1株当たり 50円)		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間	2017年4月16日から 2025年3月31日まで		2017年10月1日から 2025年6月15日まで	2015年10月1日から 2025年9月30日まで
行使の条件	(注) 1		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 195,000株 保有者数 2名	—
	社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		第5回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2015年12月18日	2015年12月18日
新株予約権の数		52個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 260,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000,000円 (1株当たり200円)	新株予約権1個当たり1,000,000円 (1株当たり200円)
権利行使期間		2018年1月1日から 2025年12月17日まで	2016年1月1日から 2025年12月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 85,000株 保有者数 3名	—
	社外取締役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 - (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権の相続は認めないものとする。
 - (4) 新株予約権の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えない。
 - (5) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
 - (6) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁固以上の刑に処された場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

- (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を相続しないものとする。
- (4) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
- (5) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁固以上の刑に処された場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
3. 第4回新株予約権のうち、取締役（社外取締役を除く）2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
4. 2017年1月13日付で行った1株を5,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2021年11月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権（行使価額修正条項付）については、2023年12月13日をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三好稔美	
取締役	富岡英樹	研究開発部長兼CSO
取締役	林毅俊	管理部長兼CFO
取締役	栄木憲和	エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス株式会社 社外取締役 東和薬品株式会社 社外取締役 (監査等委員) ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 キッズウェル・バイオ株式会社 社外取締役
取締役	采孟	あゆみ製薬ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	久保田洋	株式会社LeTech 社外取締役
常勤監査役	堀口基次	
監査役	南成人	仰星監査法人 理事 日本公認会計士協会 副会長 株式会社野村総合研究所 社外監査役
監査役	眞鍋淳也	南青山M's法律会計事務所 代表

- (注) 1. 取締役栄木憲和氏、采孟氏及び久保田洋氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役堀口基次氏、監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・ 監査役南成人氏は、公認会計士の資格を有しております。
・ 監査役眞鍋淳也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役栄木憲和氏、采孟氏、久保田洋氏、常勤監査役堀口基次氏、監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役となります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すると同時に会社への帰属意識を担保できる意味で同業他社との比較において競争力のある報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び必要に応じた株式報酬により構成し、また、社外取締役についても、監督機能としての職務を損なわない範囲で責任に見合う基本報酬とそれを補完する株式報酬を支払うことといたします。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では、その事業の性格上、短期での業績向上を図ることが困難なため、業務執行取締役に業績連動報酬制度は採用しておらず、それに対応するものとして中長期に亘る会社の企業価値向上をベースに置いた非金銭報酬としてのストック・オプション制度を組み合わせております。この非金銭報酬の決定については、取締役会で取締役個人別の役割・責任・実績に応じて割当株式数を決議することとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の近々の業績を加味し、中長期の

視点から取締役会において検討し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議によるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえ、評価等に応じた配分とします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	38,401 (14,400)	38,401 (14,400)	－ (－)	－ (－)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,700 (17,700)	17,700 (17,700)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	56,101 (32,100)	56,101 (32,100)	－ (－)	－ (－)	9 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2015年3月31日開催の定時株主総会において第3回新株予約権80個分の公正な評価額、2015年6月16日開催の臨時株主総会において第4回新株予約権10個分の公正な評価額、更に2015年12月18日開催の臨時株主総会において第5回新株予約権35個分の公正な評価額を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。
3. 監査役の報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2015年3月31日開催の定時株主総会において第3回新株予約権7個分の公正な評価額、2015年6月16日開催の臨時株主総会において第4回新株予約権10個分の公正な評価額、更に2015年12月18日開催の臨時株主総会において第5回新株予約権7個分の公正な評価額を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役栄木憲和氏は、エイキコンサルティング合同会社の代表社員、アンジェス株式会社、ソレイジア・ファーマ株式会社及びキッズウェル・バイオ株式会社の社外取締役、また、東和薬品株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。アンジェス株式会社は、当社の株主であります。当社とその他の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役采孟氏は、あゆみ製薬ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役久保田洋氏は、株式会社LeTechの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役南成人氏は、仰星監査法人の理事、日本公認会計士協会の副会長及び株式会社野村総合研究所の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役眞鍋淳也氏は、南青山M's法律会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	栄 木 憲 和	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、大手の製薬会社を経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	采 孟	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、大手の製薬会社を経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	久 保 田 洋	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、上場企業及び金融機関で経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	堀 口 基 次	当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、複数の製薬会社や創薬ベンチャーでの経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	南 成 人	当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	眞 鍋 淳 也	当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,950 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,950

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社の役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - c. 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - d. 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

- ③ 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
 - b. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
 - b. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。
 - b. 当社は、当社の子会社においてもリスク管理規程にしたがったリスク管理を徹底し、リスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - c. 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループにおける位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
 - d. 当社は、当社の子会社においてもコンプライアンス規程の対象に含めてその遵守を指導する。また、子会社を管理する担当部門を管理部とし、子会社の業務執行について管理監督を行う。さらに、内部監査担当部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助する従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
 - b. 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。
 - b. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。
 - c. 取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
 - d. 上記c. の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
 - b. 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
 - c. 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
 - a. 当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととする。
 - b. 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定と業務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を14回実施しております。

② 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役3名（すべて社外監査役）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席、各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により、経営に対する適切な監視と効率的な監査を実施しております。なお、当事業年度におきましては、監査役会を12回実施しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社のリスク管理体制としては、取締役会等の重要会議を通じて、情報収集やリスクの共有を図ることと、リスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスについては、当事業年度

において、コンプライアンス委員会を2回開催しており、取締役及び従業員への啓蒙活動を行っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,012,483	流 動 負 債	76,554
現金及び預金	1,793,378	未払金	18,329
貯蔵品	25,541	未払費用	19,099
前渡金	164,206	未払法人税等	5,587
前払費用	21,091	前受金	32,500
その他	8,267	預り金	1,039
固 定 資 産	478,651	固 定 負 債	112,770
有 形 固 定 資 産	10,907	繰延税金負債	112,770
建物附属設備	4,525	負 債 合 計	189,325
工具、器具及び備品	6,382	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	458,672	株 主 資 本	2,301,809
のれん	115,512	資本金	2,746,296
契約関連無形資産	342,557	資本剰余金	510,829
その他	602	利益剰余金	△955,314
投資その他の資産	9,070	自己株式	△1
長期前払費用	3,033	純 資 産 合 計	2,301,809
差入保証金	6,037	負 債 純 資 産 合 計	2,491,134
資 産 合 計	2,491,134		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事業収益		530
事業費用		
研究開発費	680,817	
その他の販売費及び一般管理費	313,820	994,638
営業損失(△)		△994,108
営業外収益		
受取利息	23	
補助金収入	57,083	
その他	113	57,219
営業外費用		
株式交付費	2,830	
為替差損	588	
その他	113	3,532
経常損失(△)		△940,420
税金等調整前当期純損失(△)		△940,420
法人税、住民税及び事業税	2,645	
法人税等調整額	△9,649	△7,004
当期純損失(△)		△933,416
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△933,416

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,474,634	2,917,337	△2,700,067	△0	2,691,903
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	271,661	271,661			543,323
欠損填補		△2,678,169	2,678,169		—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△933,416		△933,416
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	271,661	△2,406,507	1,744,753	△1	△390,094
当連結会計年度末残高	2,746,296	510,829	△955,314	△1	2,301,809

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	2,682	2,694,585
当連結会計年度変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		543,323
欠損填補		—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)		△933,416
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△2,682	△2,682
当連結会計年度変動額合計	△2,682	△392,776
当連結会計年度末残高	—	2,301,809

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ファンペップヘルスケア

(注) 2023年10月13日付でアンチエイジングペパタイト株式会社から商号変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
契約関連無形資産	13年

③ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品等の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金、開発マイルストーン、研究開発協力金、ロイヤリティー、販売マイルストーン及び製品供給収入を得ております。

ライセンス契約等における契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーンは、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが

達成された時点で売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。

研究開発協力金は、履行義務が一時点で充足される場合はその時点で収益を認識しております。

知的財産のライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティーは、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

製品供給収入は、製品の出荷時点で履行義務が充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

13年間で均等償却することとしております。

ロ. 繰延資産の処理方法

・株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取手数料」(当連結会計年度は79千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれん及び契約関連無形資産の評価)

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	115,512千円
契約関連無形資産	342,557千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、前連結会計年度において、当社に対して抗体誘導ペプチドに関する知的財産権を許諾している株式会社ファンペップヘルスケア（旧社名アンチエイジングペプチド株式会社）を完全子会社化したことに伴い、のれん及び契約関連無形資産を計上しています。

当社グループでは、当該契約関連無形資産及びのれんが関連する開発品群を単位としてグルーピングを行い、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会 2002年8月9日）、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 2022年7月1日）を適用し、減損の兆候の判定、減損損失の認識の検討を行っています。

減損損失の認識に用いる将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度末以降における株式会社ファンペップ及び株式会社ファンペップヘルスケアの事業計画を基礎として見積っており、当該事業計画における重要な仮定は、売上予測、事業費予測、ロイヤリティー料率及び割引率等であります。

なお、当連結会計年度において、重要な仮定である売上予測の見積りに関して、従来は自社にて開発品の将来売上を見積っておりましたが、一部の開発品については外部からの調査レポートをもとに将来売上を見積る方法に変更しております。これは開発品の研究開発が進捗したことに伴い、より精緻な市場調査等を行ったことにより、当該データ等を利用できることになったためであります。

事業計画及びその前提となるこれらの仮定については、経営者の最善の見積りによって決定しておりますが、将来の研究開発の進捗等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	12,840千円
----------------	----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,236,500株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,360,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び預金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	6,037 千円	5,497 千円	540 千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－ 千円	5,497 千円	－ 千円	5,497 千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値で評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契 約 一 時 金	－千円
開 発 マ イ ル ス ト ー ン	－
研 究 開 発 協 力 金	－
ロ イ ヤ リ テ ィ ー	－
販 売 マ イ ル ス ト ー ン	－
製 品 供 給 収 入	530
顧客との契約から生じる収益	530
そ の 他 の 収 益	－
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	530

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首残高及び期末残高はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 94.97 円

(2) 1株当たりの当期純損失 (△) △39.63 円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,962,959	流 動 負 債	76,347
現金及び預金	1,744,059	未払金	18,329
貯蔵品	25,541	未払費用	19,099
前渡金	164,206	未払法人税等	5,382
前払費用	21,091	前受金	32,500
その他	8,061	預り金	1,036
固 定 資 産	469,684	負 債 合 計	76,347
有 形 固 定 資 産	10,907	純 資 産 の 部	
建物附属設備	4,525	株 主 資 本	2,356,297
工具、器具及び備品	6,382	資 本 金	2,746,296
無 形 固 定 資 産	264	資 本 剰 余 金	510,829
ソフトウェア	264	資 本 準 備 金	510,829
投 資 そ の 他 の 資 産	458,512	利 益 剰 余 金	△900,826
関係会社株式	449,441	その他利益剰余金	△900,826
長期前払費用	3,033	繰越利益剰余金	△900,826
差入保証金	6,037	自 己 株 式	△1
		純 資 産 合 計	2,356,297
資 産 合 計	2,432,644	負 債 純 資 産 合 計	2,432,644

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事業収益		-
事業費用		
研究開発費	680,672	
その他の販売費及び一般管理費	272,600	953,272
営業損失(△)		△953,272
営業外収益		
受取利息	22	
補助金収入	57,083	
その他	1,313	58,419
営業外費用		
株式交付費	2,830	
為替差損	588	
その他	113	3,532
経常損失(△)		△898,386
税引前当期純損失(△)		△898,386
法人税、住民税及び事業税		2,440
当期純損失(△)		△900,826

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他利益 剰余金		
当期首残高	2,474,634	2,917,337	△2,678,169	△0	2,713,801
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	271,661	271,661			543,323
欠損填補		△2,678,169	2,678,169		—
当期純損失(△)			△900,826		△900,826
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	271,661	△2,406,507	1,777,343	△1	△357,504
当期末残高	2,746,296	510,829	△900,826	△1	2,356,297

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,682	2,716,483
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		543,323
欠損填補		—
当期純損失(△)		△900,826
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,682	△2,682
当期変動額合計	△2,682	△360,186
当期末残高	—	2,356,297

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品等の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金、開発マイルストーン、研究開発協力金、ロイヤリティー、販売マイルストーン及び製品供給収入を得ております。

ライセンス契約等における契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーンは、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。

研究開発協力金は、履行義務が一時点で充足される場合はその時点で収益を認識しております。

知的財産のライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティーは、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

製品供給収入は、製品の出荷時点で履行義務が充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 繰延資産の処理方法

・株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「業務受託料」(当事業年度は1,200千円)及び「受取手数料」(当事業年度は79千円)は、金額的重要性が乏しくなってきたため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 449,441千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、前事業年度において株式会社ファンペップヘルスケア（旧社名アンチエイジングペプタイド株式会社）を子会社化しており、取得原価には連結貸借対照表上の契約関連無形資産及びのれんに表される超過収益力が反映されております。超過収益力は、事業計画の進捗状況によって影響を受ける可能性があり、事業計画に含まれる重要な仮定は、売上予測、ロイヤリティー料率及び割引率等であります。

なお、当事業年度において、重要な仮定である売上予測の見積りに関して、従来は自社にて開発品の将来売上を見積っておりましたが、一部の開発品については外部からの調査レポートをもとに将来売上を見積る方法に変更しております。これは開発品の研究開発が進捗したことに伴い、より精緻な市場調査等を行ったことにより、当該データ等を利用できることになったためであります。

事業計画及びその前提となるこれらの仮定については、経営者の最善の見積りによって決定しておりますが、将来の研究開発の進捗等により仮定の見直しが必要となり、超過収益力が低下したと認められた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,840千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引 1,200千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 11株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の償却に係る損金算入限度超過額等であり、その全額について評価性引当額を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ファンペッ プヘルスケア	所有 直接100%	業務受託	管理業務受託 (注) 2	1,200	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。
2. 管理業務受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 97.22円

(2) 1株当たり当期純損失(△) △38.25円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社ファンペップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンペップの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンペップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社ファンペップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンペップの2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社ファンペップ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 堀口 基次 ㊟

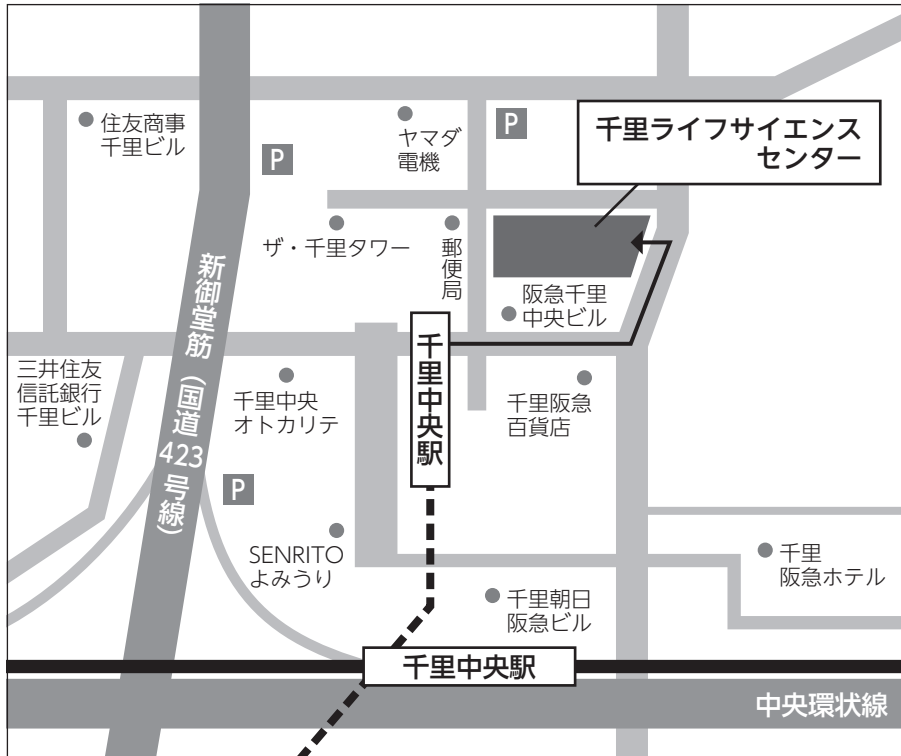
監査役（社外監査役） 南 成人 ㊟

監査役（社外監査役） 眞鍋 淳也 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター
5階 サイエンスホール



交通 地下鉄御堂筋線（北大阪急行電鉄）「千里中央」駅下車 北出口すぐ
大阪モノレール「千里中央」駅下車 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。